

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（142）

2. 日時：令和4年4月12日（金）10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

原子力規制企画課 火災対策室

山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他7名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第8条（火災による損傷の防止：火災防護対象機器の選定）、第7条（人の不法な侵入等の防止）、第11条（安全避難通路等）に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 火災防護対象機器の選定において、火災防護基準に基づいて防護する施設と、消防法・建築基準法に基づいて防護する施設について、それぞれの分類の考え方が不明確であることから、再度整理のうえ説明すること。その際、特に、火災防護基準によらず、消防法・建築基準法のみで防護すると分類している施設については、その技術的根拠について明確にすること。

- 火災感知器が無い区画については、設置しなくても対処できる根拠がを説明すること。また、格納容器（床下）はメンテナンス時には、窒素雰囲気から、空気雰囲気に置換することも考慮した上で、火災防護対策を検討すること。
- 人の不法な侵入等の防止について、不正アクセス行為の防止策のうち、出入り管理における物理的なアクセス制限については、身分管理等の具体的な対処策を説明すること。
- 安全避難通路について、原子炉建物、原子炉附属建物及び主冷却機建物には安全避難通路の設定がなされている。一方、使用済燃料貯蔵施設については安全避難通路が無いが、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故で使用する安全施設としては、避難通路の設定が無くても良いことを説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

## 6. 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第8条（火災による損傷の防止）に係る説明資料（火災防護対象機器の選定）

資料2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第7条（人の不法な侵入等の防止）に係る説明書

資料3：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第11条（安全避難通路等）に係る説明書